

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度		法人名		
区 分		総 額	処 分	
			留 保	社 外 流 出
		①	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額		円	円	配 当 そ の 他
加	損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)			
	損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税			
	損金経理をした道府県民税利子割額			
	損金経理をした納税充当金			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税			そ の 他
	減価償却の償却超過額			
	役員給与の損金不算入額			そ の 他
	交際費等の損金不算入額			そ の 他
	小 計			
減	減価償却超過額の当期認容額			
	納税充当金から支出した事業税等の金額			
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「15」又は「31」)			※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)			※
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額			※
	適格現物分配に係る益金不算入額			※
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			※
	小 計			外 ※
仮 計				外 ※
(1)+(11)-(21)				
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)の二)「25」)				そ の 他
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額(別表十七(二)の三)「10」)		△		※ △
仮 計				外 ※
((22)から(24)までの計)				
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額(別表十四(二)「24」又は「40」)				そ の 他
法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額(別表六(一)「6の③」+復興特別法人税申告書別表二「6の③」)				そ の 他
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)の二)「7」)				そ の 他
合 計				外 ※
(25)+(26)+(30)+(31)				
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額(別表九(一)「13」)				
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額				※
差 引 計				外 ※
(34)+(35)+(37)				
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」+別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)		△		※ △
総 計				外 ※
(38)+(39)				
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(四)「40」)		△		※ △
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額		△	△	
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額				外 ※

御 注 意

1 沖縄の認定法人の所得の特別控除、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例、認定研究開発事業法人等の課税の特例、組合事業等に係る損失がある場合の課税の特例、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例、特定目的会社等又は特定目的信託に係る課税の特例、農業経営基盤強化準備金の課税の特例、農用地等取得した場合の課税の特例、関西国際空港用地整備準備金の課税の特例、中部国際空港整備準備金の課税の特例及び再投資等準備金の課税の特例の規定の適用を受ける法人にあつては、別様式による別表四を御使用ください。

2 「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

